

県南広域振興局長告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月20日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 衣川水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市衣川区古戸69番8地先から水沢区佐倉河字竈神5番7地先まで	新	A 54.5～6.8 m	m 17,892.0
奥州市胆沢区小山字笹森1番地先から字下昼沢34番2地先まで		B 40.1～12.1	492.3
奥州市衣川区古戸69番8地先から水沢区佐倉河字竈神5番7地先まで	旧	A 54.5～6.8	17,892.0
奥州市胆沢区小山字下昼沢57番1地先から字笹森1番地先まで	新	25.4～10.9	192.9
	旧	12.7～10.9	192.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年6月20日から同年7月20日まで